

投票所一覽



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

期日前投票を除き、投票所入場券に記載の投票所で投票をお願いします。

期日前投票所

第1投票所
杉戸町役場文書保存庫第1会議室
南側散策道

第2投票所
高野台小学校 体育館
高野台西 5-16

第3投票所
西公民館
高野台西 3-3-1

第4投票所
高野農村センター
大字大島 29-1

第5投票所
大栄団地集会所
大字下高野 623-131

第6投票所
中央公民館
杉戸 3-9-5

第7投票所
杉戸中学校 体育館
内田 1-5-35

第8投票所
杉戸町役場 本庁舎
清地 2-9-29

第9投票所
杉戸小学校 体育館
内田 2-9-28

第10投票所
杉戸第二小学校 体育館
大字倉松 600-1

第11投票所
広島中学校 多目的室
大字堤根 4759

第12投票所
佐左工門集会所
大字佐左工門 1488

第13投票所
田宮農村センター (東公民館)
大字並塚 105-4

第14投票所
元東小学校
大字北蓮沼 345-1

第15投票所
堤郷農村センター (南公民館)
大字堤根 4089-1

第16投票所
エコ・スポいずみ
大字木津内 524

第17投票所
泉小学校 体育館
大字宮前 1

第18投票所
深輪産業団地地区センター
大字深輪 317-1

～家族みんなで選挙に行こう！～

杉戸町長選挙・杉戸町議会議員補欠選挙

投票日 6月27日(日) 7時～20時 告示日 6月22日(火)

皆さんの貴重な一票を無駄にすることなく、必ず投票しましょう。

問合せ 杉戸町選挙管理委員会 内線402

投票できる方

年齢要件 平成15年6月28日までに生まれた日本国民である方
住所要件 令和3年3月21日までに転入の届出をし、引き続き3か月以上、杉戸町の住民基本台帳に登録されている方
※杉戸町外へ転出した方は投票できません。

登録基準日および登録日

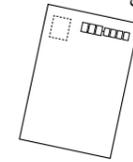
6月21日(月)

投票所入場券について

投票所入場券は、世帯ごとに「はがき」で郵送します。1枚の「はがき」に世帯4名までの入場券となっています。ご自分の入場券を切り取って、投票所へご持参ください。
もし、届かない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。

選挙公報

選挙公報は、投票日の前々日まで新聞(朝刊)に折り込みます。なお、次の施設にも配置しますのでご利用ください。また、町ホームページでもご覧いただけます。



投票日に投票できない方のための制度

期日前投票

選挙の当日、仕事や病気・出産などの理由により投票所で投票できない方は、投票日の前に投票することができます(期日前投票所で宣誓書兼投票用紙請求書の記入が必要です)。
※宣誓書兼投票用紙請求書は、事前に町ホームページからダウンロードすることもできます。

不在者投票
① 指定施設での不在者投票
投票ができる施設として指定された病院・老人ホームなどに

入院または入所されている方は、その施設で投票することができます(施設の総務または庶務にお尋ねください)。
② 他市町村の選挙管理委員会での不在者投票
長期出張や一時帰宅などで遠方へ滞在中の場合、杉戸町選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、滞在地の選挙管理委員会へ投票することができます(郵便を利用しますので、お早めにお問合せください)。

郵便による不在者投票

身体に重度の障がいのある方は、郵便等を利用して自宅で投票することができます。この場合、事前に郵便投票証明書の交付手続が必要となりますので、お早めに選挙管理委員会へお問合せください。

代理記載制度

指先や腕の疾病などにより、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない方は、投票所で係員に申し出ることにより、投票補助者が本人に代わって代理投票することができます。

点字投票

視覚に障がいのある方は、投票所で係員に申し出ることにより点字で投票することができます。

有権者のみなさまへ

投票所での新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

投票の際はマスクを着用し、来場前後の手洗い・うがい・周りの方との距離の確保
※投票日当日の混雑緩和のため、期日前投票もご利用ください。

投票所で実施する感染症対策

- 投票所、期日前投票所に手指用消毒液を設置します。
- 投票管理者、投票立会人及び投票所職員はマスクを着用するとともに、飛沫防止のためのパーテーションを設置します。
- 投票所内は定期的に換気を行います。
- 記載台は間隔を空けて使用するとともに、定期的に消毒を行います。
- 投票用紙の記載に使用する鉛筆は使い捨てのものを使用します。

